

山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域農業の担い手の育成・確保を図るため、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「効率化実施要綱」という。）及び担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「経営強化実施要綱」という。）に規定する経費として交付する山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、効率化実施要綱別記のⅠの第1の3の（1）のア及び経営強化実施要綱別記の第1の4の（1）のアに定める助成対象者（以下「助成対象者」という。）が実施する効率化実施要綱別記のⅠの第1の3の（1）のイ及び経営強化実施要綱別記の第1の4の（1）のイに定める助成対象となる事業に対し、市町村が補助する事業に要する経費について、予算の範囲内で市町村に交付するものとして、その補助対象経費、補助率等は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事へ提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の申請書を提出するにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を市町村長に送付するものとする。

- 2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消

費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- 3 知事は、前条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 市町村長は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、別表に定める軽微な変更の場合、この限りではない。

- 2 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

- 3 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(着 工)

第6条 効率化実施要綱別記のⅠの第1の5の（3）及び経営強化実施要綱別記の第1の6の（3）の事業の着工は、原則として第4条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、市町村長が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届（様式第5号）を知事に提出するものとする。この場合において、市町村長は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(遂行状況報告)

第7条 市町村長は、補助金の交付決定があった年度の12月31日現在において、事業遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、翌月10日までに知事に提出し、補助事業の遂行状況を報告するものとする。ただし、次条第2項の概算払請求書（様式第7号）を提出する場合は、これをもって当該報告書に代えることができるものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 市町村長は、補助事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第8号）により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のい

ずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

- 2 第3条第2項ただし書の規定により交付申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するにあたり、消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書の規定により交付申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第10条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定して、補助金額の確定通知書（様式第10号）により市町村長に通知するものとする。
- 2 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金額が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、市町村長の申請に基づき、知事が別に定める日以内とすることができる。
 - 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産の管理等）

- 第11条 市町村長は、助成対象者に対し、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、効率化実施要綱第8の1又は経営強化実施要綱別記の第1の9の（1）の規定に基づき処分制限期間（以下「財産処分制限期間」という。）を設定し、適正に管理運営するよう指導するものとする。

（財産の処分の制限）

- 第12条 取得財産等については、前条で定めた財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のう

ち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第13条 補助金の交付を受けた市町村長及び助成対象者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間中については、関係書類を保管しなければならない。

2 補助金の交付を受けた市町村長及び助成対象者は、取得財産等について財産処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え国交付要綱別記様式第10号の財産管理台帳その他関係所類を整備保管しなければならない。

3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(書類の提出)

第14条 本要綱により提出する書類は、所管する農務事務所に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月29日から施行する。

別 表

補助対象経費	補助率	軽微な変更
効率化実施要綱別記Ⅰの第１の３の（１）のイに定める助成対象となる事業内容等に基づいて実施する事業に要する経費	３／１０以内	補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、 １ 事業内容の新設又は廃止 ２ 事業実施主体の変更 ３ 事業費の３０％を超える増又は補助金の増 ４ 事業費又は補助金の３０％を超える減 を伴わない場合
経営強化実施要綱別記の第１の４の（１）のイに定める助成対象となる事業内容等に基づいて実施する事業に要する経費	１／２以内	補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、 １ 事業内容の新設又は廃止 ２ 事業実施主体の変更 ３ 事業費の３０％を超える増又は補助金の増 ４ 事業費又は補助金の３０％を超える減 を伴わない場合

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏名

○年度山梨県農業用機械・施設整備事業補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 金〇〇〇円
- 2 添付書類
 - ・事業計画表（別記様式第 1－1 号）

※本様式における押印は省略しても差し支えない

(別記様式第 1 - 1 号)

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

3 経費の配分

区 分 ※ 1	総事業費 （負担区分の 合計）	補助事業に要す る経費 （又は要した経 費）※ 2	負担区分※ 3				備 考 ※ 4
			国庫補 助金	都道府県 負担額	市町村 負担額	その他	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

※ 1 区分の欄は、別表の補助対象経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

※ 2 補助事業に要する経費（又は要した経費）欄には、国庫補助金と交付申請（実績報告）を行う者の負担額の合計額を記載すること。

※ 3 負担区分には、補助事業の内容に応じて経費を負担する者の名称等を記載するとともに、必要に応じて欄の追加又は削除を行うこと。

※ 4 備考欄には、消費税等仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5 % 超となることが確実に見込まれるもの

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減		備 考
			増	減	

国庫補助金 〇〇〇〇〇	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄〇〇〇〇〇については、「3 経費の配分」の負担区分欄に記載された助成対象者負担分に該当する経費について記載する。

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、別表の補助対象経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

6 添付書類

- (1) 市町村の本補助金の交付に関する規定又は要綱
- (2) 定款、寄附行為等及び収支予算
- (3) 予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は見積書等の写し

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成する。
- 2 本補助金の交付に関する規程又は要綱は、間接補助事業にのみ添付する。
- 3 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとして、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類のうち6の(1)及び(2)については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事

○年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付決定通知書

○年○月○日付け○号で申請のあった山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金については、山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、同要綱の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は○年○月○日付けで申請のあった山梨県農業用機械・施設整備事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金○○○円
補助金の交付決定額	金○○○円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、○年○月○日から○年○月○日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 市町村長は、山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 350 号農林水産事務次官依命通知、以下「国交付要綱」という。）、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け 3 経営第 3156 号農林水産事務次官依命通知、以下「効率化実施要綱」という。）及び担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 経営第 2612 号農林水産事務次官依命通知、以下「経営強化実施要綱」という。）に従わなければならない。

- (2) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付要綱別表に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- (3) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率の乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため消費税相当額を含めて申請した補助金について、次の条件に従わなければならない。
- ① 補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- ② 市町村長は、実績報告の提出後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記①により減額した額にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について同様式により知事に報告しなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (7) 前記の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。
- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認する

ため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は○年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏名

○年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金変更承認申請書

○年○月○日付け○第○号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更したいので、山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

・事業計画表（別記様式第1－1号）

※補助金の交付決定を受けた事業内容及び経費の配分と、変更後の事業内容及び経費配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

※本様式における押印は省略しても差し支えない

(様式第4号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏名

○年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金中止（廃止）承認申請書

○年○月○日付け○第○号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を中止（廃止）したいので、山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱第5条第3項の規定により、申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容

※本様式における押印は省略しても差し支えない

(様式第5号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏名

○年度山梨県農業機械・施設整備事業費補助金に係る交付決定前着工届

○年度山梨県農業用機械・施設整備事業に係る支援計画に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、次のとおり交付決定前着手届を提出します。

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、助成対象者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

(単位：円)

整備内容	事業内容 (機械等名、規模、台数等)	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前 着工の理由

※本様式における押印は省略しても差し支えない

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏名

○年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金遂行状況報告書

○年○月○日付け○第○号で交付決定のあった山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金について、
山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により遂行状況を報告します。

総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備考
	○月○日までに 完了したもの		○月○日以降に 完了するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

※本様式における押印は省略しても差し支えない

(様式第 7 号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏名

○年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金概算払請求書

○年○月○日付け○第○号で交付決定のあった山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金について、山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払い請求額 金○○○円

2 内訳

補助事業 に要する 経費	県補助 金 (A)	既概算交付額 (B)		今回請求額 (C)		残額 A - (B + C)		事業完了 予定年月日	備考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	○月○日迄 予定出来高		
円	円	円	%	円	%	円	%		

3 概算払いの理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名・支店名

預金種別

口座名義

口座番号

※本様式における押印は省略しても差し支えない

(様式第8号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏名

○年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金実績報告書

○年○月○日付け○第○号で交付決定のあったこのことについて、山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

(なお、併せて補助金○○○円を精算払いによって交付されたく請求します。)

1 添付書類

- (1) 事業実績表(別記様式1-1号に準ずる。)
- (2) 関係所類及び支払い先のわかる書類

2 支払の方法(精算払いの場合のみ記載)

口座振替

金融機関名・支店名 _____

預金種別 _____

口座名義 _____

口座番号 _____

※本様式における押印は省略しても差し支えない

(様式第 9 号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏名

○年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告

○年○月○日付け○第○号で交付決定のあった山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金について、山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により報告します。

- 1 補助金の額の確定額 金 円
(○年○月○日付け○第○号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2) 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費にかかる消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、以下の 3 の資料を除き添付不要。)

なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- 1 消費税確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの)
- 2 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- 3 3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- 4 助成対象者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 6 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料を添付を省略することができる。

- 5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること

なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認出来る資料
- ・新たに設立された法人であった、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる書類
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・除税対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

※本様式における押印は省略しても差し支えない

(様式第 10 号)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事

○年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金額の確定通知書

○年○月○日付け○第○号で交付決定を行った山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金について、山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり確定したので通知します。

- 1 確定額 金 円
- 2 概算払い済み額 金 円
- 3 精算払い額 金 円
- 4 返納額 金 円

(様式第 1 1 号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏名

○年度山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金財産処分承認申請書

○年○月○日付け○第○号で交付決定のあった山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

※本様式における押印は省略しても差し支えない